

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	犯歴事務			整理番号	1305-001
第2次 総合計画体系	政策目標	該当なし		担当部署	住民課
	分野別施策			所属長	濱口 富雄
	主な施策			電話番号	82-6360
根拠法令等	地方公共団体の自治事務				
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等
事業継続年数	事業開始年度	不明	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年 <input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 <small>具体的に誰(なに)を</small>	本町に本籍を有するもので、有罪の判決を受けた者(罰金刑を含む)	対象者	本町に本籍を有し有罪判決を受けた者
事務事業の目的 <small>どのような状態にしたいのか</small>	国、地方公共団体、警察からの身分照会又は犯歴者の身分異動等があった場合は、適正に管理されたシステムから迅速な処理、回答を行う。		
事務事業の内容 <small>どのような方法・手段で事務事業を行ったか</small>	<p>検察庁からの既決犯罪通知により、犯歴台帳を作成する。該当者は公職選挙法第11条第3項通知送付、死亡又は本籍を他町村に異動したときは、身分異動通知を徳島地方検察庁に送付する。</p> <p>民刑事項通知を新本籍地の市町村に通知する。名簿を閉鎖すべき事由(転籍・死亡・国籍喪失等)が生じた場合は、犯歴票に記載のうえ閉鎖し、地方検察庁に通知する。地方検察庁に刑の消滅照会をして、回答書により犯歴票を閉鎖する。</p> <p>既存の戸籍情報システムと連動した民刑管理システム(犯歴台帳)の保守管理。</p>		
事務事業の成果 <small>結果・実績はどうか</small>	<p>官公署等からの照会に迅速に回答する。</p> <p>犯歴票を電算入力・管理することにより住所地選管への公選法関係通知、新本籍地へ本籍転属通知、検察庁への刑の消滅照会等が確実かつ容易にできるようになっている。</p>		
特記事項			

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

		令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
		0	うち繰越分↓ 0	0	うち繰越分↓ 0	0	うち繰越分↓ 0
財源内訳	事業費【(a)～(e)の合計】						
	国庫支出金(a)						
	県支出金(b)						
	地方債(c)						
	その他(d)						
	うち受益者負担						
	一般財源(e)						
特定財源の名称・金額							
令和4年度経費の内訳 <small>事務事業に係る経費の詳細</small>		予算科目(歳出区分)	会計	款	項	目	
備考		民刑管理システムは、戸籍総合システムリース料に含まれる。					